

瀬戸内市介護予防・日常生活支援総合事業費単位数サービスコード表  
 にかかる留意点について ー平成 30 年 10 月改正版ー

介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービスの単価や利用者負担については、サービス内容等に応じて、市が単価・利用者負担を設定します。

本市サービスコード表は、本市の指定を受けた事業者が、瀬戸内市の被保険者（本市を保険者とする住所地特例適用被保険者を除く。）及び瀬戸内市内の住所地特例対象施設に入所等している住所地特例適用被保険者にサービス提供した場合に使用するものになります。

1. 本市サービス種別とサービス種類コードについて

サービス種別	サービス種類コード	対象事業者
介護予防訪問 （従前の訪問介護相当）	A2	介護予防訪問事業の指定又は更新を受けた事業者 （平成 30 年度介護報酬改定を踏まえた加算を追加）
手助け訪問 （緩和した基準によるサービス）	A4	手助け訪問の指定を受けた事業者
介護予防デイサービス （従前の通所介護相当）	A6	介護予防通所介護の指定又は更新を受けた事業者 （平成 30 年度介護報酬改定を踏まえた加算を追加）
元気アップデイ （緩和した基準によるサービス）	A8	元気アップデイの指定を受けた事業者

2. サービス種類コード A2、A4、A6、A8

	サービス種類コード	単位数単価
訪問型サービス	A2、A4	10.00 円
通所型サービス	A6、A8	10.00 円